

介護保険関係の所得控除等に必要な書類の交付について

①障害者控除対象者認定証

障害者手帳の交付を受けていない方でも、申請により身体の障害または認知症の状態が一定の基準に該当すると町から認定された場合、確定申告などで所得を申告する際に控除を受けられる制度があります。

②おむつ代医療費控除確認証

傷病により寝たきりで医師の治療を受けており、おむつの使用が必要であると診断された場合、おむつ代が医療費控除の対象となります。

*初めておむつ代医療費控除を受ける方

町では、初めておむつ代医療費控除を受ける際に必要な「おむつ使用証明書」は発行していません。証明書の発行について詳

細は、医療機関にお問い合わせください。

控除を受ける際には、町が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

控除を受けるためには、65歳以上の要介護1以上の方で、の認定を受けている方で、介護保険の主治医意見書や認定調査票から、身体もしくは精神に一定の障害があると確認できる方。

◇対象となる方

65歳以上の要介護1以上の方で、の認定を受けている方で、

なお、即日交付すること

認定調査票から、身体もしくは精神に一定の障害があると確認できる方。

2年目以降は町で発行する「おむつ代医療費控除確認証」で医師の証明書の代用

①・②ともに、対象者本人もしくはその家族の方（扶養している方）からの申請により、確定申告時の所得控除に必要な書類を交付します。

認定調査票から、身体もしくは精神に一定の障害があると確認できる方。

2年目以降は町で発行する「おむつ代医療費控除確認証」で医師の証明書の代用

※問い合わせは、福祉保健課



方。 65歳以上の要介護1以上の方で、の認定を受けている方で、介護保険の主治医意見書や認定調査票から、身体もしくは精神に一定の障害があると確認できる方。

☎ 83-12777

福祉保健課かの
お知らせ

だれでもカフェ奥多摩

町と「見守り協定」を締結しているコープみらいでは「だれでもカフェ奥多摩」を開催します。午前中のひと時、おしゃべりをしながら簡単な工作などを一緒に楽しみませんか？ 今回は新聞紙でお花のブローチを作ります。

当日はコープみらいのスタッフが会場で
皆さまの来場をお待ちしています。

【日時】1月21日(水)10:30~12:00

【会場】奥多摩町福祉会館 2階 会議室

【参加費】無料

【申込不要】直接会場へお越しください。

【問い合わせ】奥多摩町地域包括支援センター ☎ 0428-83-8555



新聞紙で
お花のブローチ
を作ります

(写真はイメージです)

※この活動はコープの子育て・高齢者支援事業の一つで、地域の居場所づくりを目的としており、

営利を目的としているものではありません。

※この事業は奥多摩町地域包括支援センターが協力しています。